

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
長野県下水内郡栄村

2. 構造改革特別区域の名称
秘境の里・秋山郷どぶろく特区

3. 構造改革特別区域の範囲
長野県下水内郡栄村の全域

4. 構造改革特別区域の特性

(1) 栄村の位置

長野県の最北端に位置する本村は、東西19.1km南北33.7km、
周囲106.0kmにおよび、271.51平方キロメートルの広大な面
積を有しており、その92.8%を山林・原野が占めている。

また、9市町村と接しているため境界線は複雑なラインを描いており、
北部を千曲川が東西に横断し、一級河川の志久見川・中津川が南北を縦断
し流れ、それらの川の沿岸平坦部に31集落を形成している。南部には、
鳥甲山・苗場山を中心に、2,000m級の山々が連なる山岳地帯で、日
本海型の気候により全国でも有数の豪雪地帯として知られている。

(2) 栄村の人口(平成16年8月1日)

総人口・・・2,585人
世帯数・・・902戸

(3) 栄村の総面積(平成15年4月1日)

総面積・・・271.51平方キロメートル
宅地・・・0.58平方キロメートル(0.2%)
田畑・・・9.21平方キロメートル(3.4%)
森林・・・251.96平方キロメートル(92.8%)
その他・・・9.76平方キロメートル(3.6%)

(4) 周辺地域の特徴

千曲川沿いに広がる人口は、当村と境を接する飯山市・木島平村・野沢

温泉村・新潟県津南町・新潟県松之山町と合わせても53千人である。本村の人口は昭和31年2村合併した当時8千人をピークに年々減少を続けており、構造は、老年人口割合が42%と近隣市町村のトップに位置し、県内でも3番目となっている。

地形は各市町村とも山間部と平野部に分かれ、本村の92.8%の森林面積率を筆頭に、近隣市町村も地域の7割強が森林という山間地である。

このような地形の立地条件により、アジア大陸からの影響を受ける典型的な日本海側気候で、いずれも本村同様豪雪地帯として知られている。

平年でも11月上旬に降雪が始まり3月末まで降雪が続き、約5ヶ月の間は雪に閉ざされた生活となります。その積雪量も本村がトップで、昭和20年2月には、日本一の積雪記録7.85mを記録しており、例年でも最高積雪は3mを越えている。

豪雪山間傾斜地という立地条件により、大部分の農家は冬季雪に埋もれ出稼ぎを余儀なくされていた。しかし、近隣市町村では、昭和40年頃から、温泉とスキーを中心とした村づくりが始まり、住民と行政が一体となった観光地開発が進み、平成4年頃まではスキー産業は好景気に後押しされ右肩上がりでした。その後は、スキー産業は不況を受け下がりっぱなしで、景気好調時から約5割近くまで落ち込み、スキー産業からの撤退も始まりました。そんな中、本村では村営によるスキー場建設で冬場の誘客と雇用の場を築き上げ運営している。

豪雪山間傾斜地のため、水稻単作地のうえ小規模経営農家がほとんどで、本村農業粗生産額14.9億円の内菌茸栽培、米、野菜等の順で、62%、24%、14%の比率であり、今後この基幹作物に加え、地産地消で求められる特産品等の開発に取り組むため、村行政内に「地産商品開発班」を設置し、県派遣職員を加え3名が日々研究にはしっている。

本村は、近隣市町村の水稻栽培地のような、集団化や大型機械の入る圃場区画は傾斜地のため望めず、昔ながらの準棚田圃場がほとんどで、農家民宿による小規模耕作者が自ら作った米・野菜でお客をもてなす地産地消が古くからの主体となってきたが、景気低迷による観光客の減少及び米の消費量の減少等により米の余剰から集荷業者への出荷が増加している。

このような中、近年農業と観光を結びつけた地域の活性化を図る動きがあり、北信州みゆき農業協同組合（当時：いいやまみゆき農協）が、平成4年頃から学校とタイアップし、自然体験教室を開催したり、近隣市町村と広域連合体での各種イベント事業を開催し、多数の観光客を集客し賑わいをみせている。本村でも農業と観光を結びつけようとする動きが、各集落毎の農業団体が観光地域整備をし、集客を図っているが、行政においても農業と観光による立村を取り戻し、地域の活性化を図るべく様々な手段

を講ずることが急務となっている。

(5) 秋山郷の場所及び特徴

秋山郷と呼ばれる場所は、本村の南側に位置し、一級河川中津川が南北に流れ、平家の落人伝説が残る地域であります。関東・中部地方においては、本村名を秋山郷として勘違いしている者が多いほど秘湯で知られる温泉湯治場である。

本村は南北に長いいため本村中心地（役場）から秋山郷入口まで30km以上離れており、往来道路も栄村より新潟県（津南町）道路がほとんどである。平成時代に入るまでは、陸の孤島とも呼ばれ、積雪時は1週間ほど交通遮断されるのは常時で、緊急時は自衛隊のヘリ輸送で、冬の生活を助けていた。

現在、秋山郷への道路は、近隣市町村の各観光地と30km圏内で結ばれ観光客もそのお陰によりバブル期までは伸びておりましたが、近年は、ピーク時から7割ほどに減ってきている。

村内の民宿・旅館等施設の9割強をこの秋山郷地域に存在する、農業と観光の地域である。

5. 構造改革特別区域計画の意義

本村は、8本の温泉が湧出しており、小規模農家の兼業対策として民宿宿泊施設等が生まれ、現在旅館7件、民宿18件、村の宿泊施設4件で、村の宿泊施設を除いた25件が農業を営んでいる。そのほとんどが水田面積35a程度の小規模経営である。このことを背景に本村において農業をベースに住民自らの努力により地域の活性化を図ることを、行政としてバックアップすることが必要であり、ひいては村の活性化に繋がる。

また、グリーン・ツーリズムの滞在型による農作業体験事業により、都市では味わうことのできない体験的なメニューが重要な役割を担うものと考えられる。農山村地域では、旅行者から農作業の労力の提供を受ける一方、郷土の文化を意識した手づくりによるもてなしを旅行者に提供する過程の中で、地域の誇りを再認識するという意義を見出すことになる。

農家数の減少及び従事者の高齢化、農作業等の担い手不足などによる生産力の減退、生産基盤である経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加など、村の機能や文化が損なわれる心配がある。こうした状況を克服し、地域の大切な資源でもある田園風景を維持するために、農林業を中心に、耕地の有効活用図り、高付加価値化を図る新しい産業の創造が地域に展開され、活力ある村づくりに資するものである。

6. 構造改革特別区域計画の目標

本村は、平成12年5月から住民と行政による21世紀に生きる私たちは、この恵まれた自然環境を大切にしながら、人と人とが交流し結びあい、地域の歴史・文化をふまえて新しい時代の安心で、希望に満ちた、豊かな生き方を創造するため、第4次栄村総合振興計画（5年計画）を定め、地域の活性化に取り組んでいるが、長引く景気低迷の折り、活性化の糸口が見えずにいる現状である。

しかし、この理念を踏まえながら、豊かな農山村文化や地域資源、多彩な人材等を活用したグリーン・ツーリズムを推進し、「みどり豊かな心のやすらぐ村」への希求を背景とした都市との交流の拡大に努めることを目標にする。特に、秋山郷地域を中心に、地域資源を活用した郷土料理（長野県選択民俗文化財）や酒類、地域の歴史文化（長野県選択無形民俗文化財・無形民俗文化財）に触れる機会を拡充し、農家民宿による面的拡大など、村内滞在機能の強化を図ることで、「もてなし」の心でつくる滞在型観光の振興を推進する。

構造改革特別区域法の特例措置による本計画は、前述の総合振興計画の目標に基づき構造改革特別区域を設置し、地域の活性化を目指すものであり、本村の各集落は昔からの神事行事が数多く、祭礼等で日本酒とは縁の深い土地柄でありまた農家を営む民宿営業のため、地産地消の基本理念により自ら作った米で濁酒を造り本村に訪れる方をもてなすことにより、付加価値を付けさらにお客との結びつきを強いものにする。

従来、近隣市町村のスキー産業に頼りがちであった本村の活性化を抜本から見直し、既存のリピーターに加え、新たに本村のファンを獲得し、農業を主体とした更なる結びつきを確かなものとすることを目標とする。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

秘境の里・秋山郷どぶろく特区は、これまでの近隣市町村による冬季シーズンのスキー産業に頼りがちだった本村の活性化を抜本から見直し、バブル期を頂点とする好景気を経験してきた本村住民が、グリーン・ツーリズムの担い手として自覚し、自ら考え行動することにより低迷している活気を取り戻し、グリーンシーズン期における地域の活性化を図るものである。

このことから農業と民宿経営の新たな結びつきを見いだすことが地域の総合的な経済的社会的効果を生み出すものと考えている。

新規起業

- ・農家民宿や農家レストラン、自家製による酒類製造、新規就農等、小規模ながらも地域に根ざした新たな起業が期待される。

	現 在	17年度目標	21年度目標
農家民宿等の開業件数	25件	29件	40件
自家製による酒類製造件数	0件	15件	25件

観光客の増加

・地域の魅力が向上することで、交流人口の拡大が期待される。

	15年度実績	17年度目標	21年度目標
宿泊客数	30,700人	31,600人	34,200人
日帰り客数	103,800人	103,900人	104,200人

農家粗生産額等の向上

・観光客増加に伴う農業生産物出荷量の増加等から、粗生産額等の向上効果が期待できる。

単位：円

	14年度実績	17年度目標	21年度目標
農業粗生産額	4,490,000,000	4,497,500,000	4,507,500,000
農家1戸当りの粗生産額	280,000	290,000	310,000

8. 特定事業の名称

- 407 農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業
- 707 特定農業者による濁酒の製造事業

9. 構造改革特別区域において実施またはその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

- (1) 酒造好適米の研究事業

現在本村においては86%以上が主食用米のこしひかりとあきたこまちを作付けしているが、規制の特例を受ける主体と県、北信農業改良普及センター、北信州みゆき農業協同組合、北信農業共済組合、村商工会及び村名誉研究員（農学博士2名・理学博士1名）が協力し、当特区内における濁酒製造のための酒造好適米の栽培についての研究を行う。

(2) 農家民宿の研究事業

村内全世帯数900戸に対し66%強が専兼業農家であり、規制の特例を受ける主体と県、北信保健所、岳北消防本部、村民宿旅館業組合、村商工会及び村名誉研究員（農学博士2名・理学博士1名）が協力し、当特区内における農業の兼業としての農家民宿営業のための研究を行う。

(3) グリーン・ツーリズム推進事業

特区内における農家民宿をグリーン・ツーリズムの担い手とし、村内の宿泊業団体（民宿・旅館組合）、村観光協会、秋山郷観光協会、村産業建設課、（財）栄村振興公社、村商工会で協力し、農林業体験メニューの開発を進めると同時にグリーンシーズンにおける誘客を図る。

別紙 構造改革特別区域において実施または実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開発の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙（特定事業番号407）

1. 特定事業の名称

農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域に所在する農林業者と農業生産法人及び同区域内に農地又は山林を所有する農林業者と農業生産法人並びに農業特区に参入し農業を営む特定法人で農家民泊を開業しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4. 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5. 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

特別区域計画内の遊休施設や農家を活用した農家民宿業等を拡大する中から体験交流による体験交流型ふるさと観光産業を育成し地域経済の活性化を図るためには、農家民宿等を開業するに際しての負担軽減が必要であり、構造改革特別区域基本方針中別表1の407：農家民宿における簡易な消防用施設等の容認事業による消防法令の特例措置は、誘導灯及び誘導標識及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置について前記ガイドラインが適用されることから、今後開業を予定している農家民宿業8施設の開業促進のためには不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

「誘導灯」及び「誘導標識」について

農家民宿の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項）において、
ア 各客室から直接外部に容易に避難できること。又は、建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な経路により容易に避難口まで避難できること。

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から3m以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

の全ての条件に該当する場合には、令第26条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。

「消防機関へ通報する火災報知設備」について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 誘導灯及び誘導標識にかかる条件（前記5の（2）の ）を満たしていること。

イ 客室が10室以下であること。

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話附近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とする）が明示されること。

の3要件を満たす場合には、令第23条第3項の規定にかかわらず、当該民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記のガイドラインが適用される。

別紙（特定事業番号 707）

1．特定事業の名称

特定農業者による濁酒の製造事業

2．当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内で、農業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せて営む農業者で、自ら生産した米等を原料として濁酒を製造しようとする者

3．当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4．特定事業の内容

（1）上記 2 に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域
栄村全域

（3）事業の実施期間
上記 2 に記載の者が、酒類の製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や施設などの詳細

特例適用により、特定農業者が酒類の製造免許を取得し、自ら生産した米等を原料とした濁酒を製造することが可能になり、手作りの酒を宿泊者などに提供することで、旅の付加価値を付け従来のリピーターのみならず、新たな当地域のファンを生み出すことにより活性化が図られる。同時に特定農業者が地域を訪れる客とともに、楽しみながら農林魚作業をすることにより、双方ともゆとりのある日々が送れることが想像される。

5．当該規制の特例措置の内容

本村が推進する体験交流型ふるさと観光の柱となる農家民宿により、当地の農産物を原料とした濁酒を提供することにより農家民宿のサービスの向上と濁酒をきっかけとした新たな交流を生み出しながら地産地消を推進するため、酒税法第 7 条第 2 項の特例措置を講ずる。